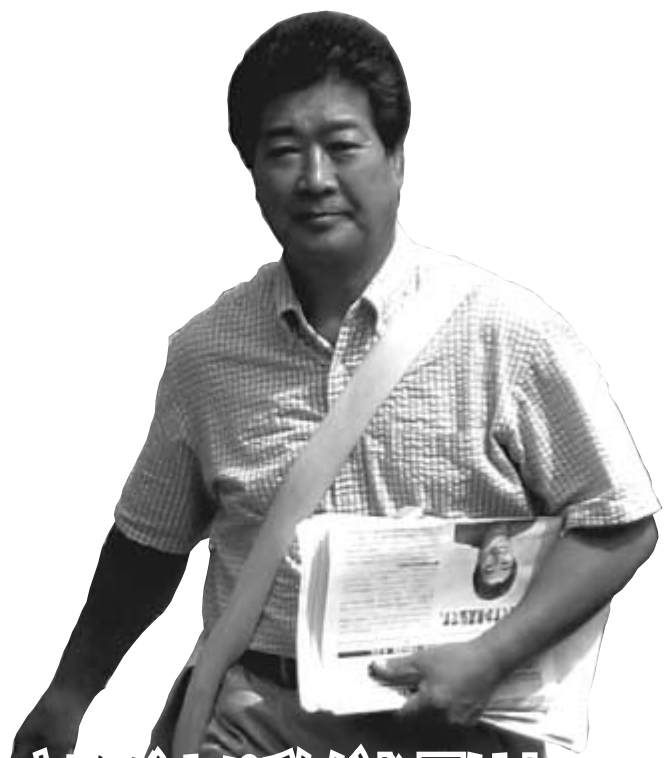


# 泉武弘の市政だより

発行者：泉武弘 政策研究所・行財政改革クラブ・市議会議員 泉武弘

別府市上平田町13組 TEL 0977 - 67 - 0570 FAX 0977 - 67 - 0659 ホームページ <http://www.izumi-t.jp>  
携帯090 - 3410 - 0084 E-mailアドレス [genki@izumi-t.jp](mailto:genki@izumi-t.jp)

お元気で  
すか泉武弘  
です。



市政だより私がお届けしています

行財政改革クラブ代表者・泉武弘政策研究所代表者

市議会議員 泉武弘

## 特集 市長の退職金を考える

小泉総理大臣は4月27日の財政諮問会議で「知事や市長の退職金は多すぎる。私も要らないから、知事や市長にもあきらめてもらったらかどうか」と首長の退職金廃止について問題を提起しました。

この問題提起で、首長の退職金の必要性や金額について、国民が大変関心を抱くようになりました。

今回は市長の退職金問題を特集しましたので、一緒に考えていただければと願っています。

### 市長や助役の退職金はなぜ必要なのでしょう

市の条例で「特別職の常勤職員（市長、助役）が退職したとき、退職手当を支給する」と定めているだけなのです。そうすると、ではなぜ退職金を支給しなければならないのか、という素朴な疑問が残ります。その理由は条例の中では明確にしていません。このように、退職金のしくみは各自治体が条例で決めているだけで、国が定めているものではありません。全国では、退職金を廃止することを公約にして当選した首長もいます。つまり、出なくすることもできるのです。地方自治体で財政難のところは、こういうところからカットを始めているのです。いずれにしても市長はじめ職員の退職金が市の財政を圧迫していることは事実です。

早急に退職金について議論していく必要があります。条例化している退職金は本当に必要なのでしょうか

仮に必要なものでも、その金額の決定の方式は現行のままでよいのでしょうか

こうした論議の中で市長や助役の退職金も当然決定されていくべきだと思います。私は「報酬審議会」の答申がすべてではないと考えます。

### 退職金の計算方法はどうか

退職金は条例で退職時の「給与月額×100分の70に、在職期間の月数「48」ヶ月を乗じる」となっています。

この計算方式で市長と助役の退職金を計算すると、次のようになります。

市長3,100万円 助役1,500万円

ちなみに、一般職員の場合約2,700万円で、4年間の市長と38年間勤務した大学卒の方と大差ないこととなります。

この市長の退職金を、人口10万人から13万人まで「41市」の、市長の退職金を比較してみました。それによると次のようになっています。

900万円台	1市	1,100万円台	1市	1,200万円台	1市
1,300万円台	2市	1,400万円台	3市	1,500万円台	1市
1,600万円台	2市	1,700万円台	3市	1,800万円台	4市
1,900万円台	5市	2,000万円台	3市	2,100万円台	4市
2,200万円台	3市	2,300万円台	2市	2,400万円台	2市
2,600万円台	1市	2,700万円台	1市	2,900万円台	1市

3,000万円を超える退職金を支払っているのは41市の中で実は「別府市」だけなのです。

### 次に大分県下14市の退職金を見てみると

大分市	3,429万円	別府市	3,096万円	佐伯市	2,120万円
中津市	2,124万円	日田市	2,198万円	豊高市	1,944万円
臼杵市	1,691万円	竹田市	1,628万円	由布市	1,620万円

(退職金を公表していない市は除く)

最少額は臼杵市、竹田市、由布市で1,600万円台です。この3市の市長の退職金は「別府市の助役」の退職金とあまり差がありません。

大分市は人口が46万人を超えており、行財政規模が別府市の4倍近くあるため比較できません。

大分と別府では行財政規模が大きく違うのに、同額の退職金が支払われていることは、別府市民にとって理解できないことではないでしょうか。

5月25日の新聞報道によれば小泉総理の退職金は5年間で「700万円程度」だそうです

この市長の退職金を別府の市民は、一人当たり251円負担しています。それに対し大分の市民は一人当たり74円の負担です。

この事実から判断すると、「別府市長の退職金が、他の市に比べていかに高額」であるかお分かりいただけたいと思います。



大切なあなたの町のことはなのです。

そこで私は別府市だけが突出している事実を示して、第2回定例会議（6月）で次のように市長の見解をいただきました。

市長は選挙で、『市民の目線に沿って市政運営をする』と公約しています。言葉だけでなく公約を実行するためには、市長自身の退職金を、市民の目線に沿って減額する必要があると思う。市長自身の判断でできる退職金の減額をこの機会に決断してはどうか」と質問しました。

私のこの質問に対して

浜田市長は、「報酬審議会に諮問したい」と答弁しました。私は驚きました。そして市長の答弁に一瞬耳を疑いました。

なぜなら市長は「自らの信念に基づいて、市民の目線に沿った政治を進めると」公約したわけです。したがって、審議会に諮問するまでもなく、市長自ら決断するに違いないと思っていたのです。

仮に、報酬審議会が「今の退職金が妥当」との結論を出せば浜田さんは、報酬審議会の答申を尊重して退職金を現行のまま据え置くことが十分考えられます。

退職金をすでにもらったあと諮問しても何の意味もありません。

他市に比べ別府市長の退職金が異常ほど高額なのは事実です。しかし、そのことには触れず、ただ「報酬審議会」で決めてもらうとした浜田さんは「自らの退職金額」も決めることができない市長だといえるのではないのでしょうか。

政治は市民の理解と協力があって始めて成り立つものです。このまま退職金問題を「報酬審議会」にマル投げするのでなく、せめて自分の退職金くらい自分で決めて欲しいと考えるのは私だけでしょうか）

市長の退職金は任期途中で辞任したため、次のようになります。

4月10日支払い 23,221,800円

退職金残額 7,740,600円

残額は来年の任期満了時に支払われます。

## 検証 浜田博研究 その虚像と実像

浜田さんは良い人という人がいます。はたして本当にそうでしょうか。たとえば、公共工事の業者選定事例から彼の真実の姿を検証します。

### 明らかに市長選挙の報復をしてはいませんか？ 「建設業者指名に見る浜田さんの実像」

公共工事をするためには「業者資格」を得なければなりません。この資格を取得した後、「入札参加願い」を市に提出し登録します。

市は登録された業者の中から工事ごとに「数社を指名して」入札を行います。公共工事の発注の方法は次の二つがあります。一般競争入札、指名競争入札です。

大部分の工事は「資格」を持ち、「登録」された業者の中から、数社を工事ごとに「指名」し、競争で入札してもらいます。

この方式が「指名競争入札」と呼ばれ、公共工事発注の大部分を占めています。

ところが資格があっても市から「指名」がなければ入札に参加できません。

指名のない建設業者は「土俵下で四股」を踏むだけで「土俵」には上げてもらえません。

### 17年度まで順調に「指名」があったのに突然指名がなくなることがあるのでしょうか

市の業者指名は次の条件を参考にして、指名が「特定の有資格者」に偏らないよう配慮にして選定されます。

- |            |                  |
|------------|------------------|
| 1 不誠実行為の有無 | 2 経営状況           |
| 3 工事实績     | 4 当該工事に対する地理的条件  |
| 5 手持ち工事の状況 | 6 工事施工についての技術的適性 |
| 7 安全管理の状況  | 8 労働福祉の状況        |

《今回取り上げることは、皆さんにはとても信じられないことかもしれませんが。ある日突然、しかも理由もわからぬままに工事の指名がなくなった業者が出来たのです》

まず別表「1」「17年度の発注実績」をご覧ください。

別表1 H17年度別府市発注実績

指名年月日	業種	工 事 名
H17.07.21	土木A	平成17年度 扇山地区汚水管渠布設工事 指名業者5者：(株)安部組 / (株)浦松建設 / (株)後藤工務店 / 高石土木(株) / 長幸建設(株)
H17.08.30	土木A	平成17年度 交通安全施設等整備事業 北浜地区歩車共存道路整備工事 指名業者5者：(株)安部組 / (株)浦松建設 / (株)後藤工務店 / 高石土木(株) / 長幸建設(株)
H17.10.18	土木A	実相寺中央公園内道路新設工事 指名業者5者：(株)安部組 / (株)浦松建設 / (株)後藤工務店 / 高石土木(株) / 長幸建設(株)
H17.10.26	土木A	平成17年度 鉄輪温泉地区まちづくり交付金事業 向ノ原3号線道路整備工事 指名業者5者：(株)安部組 / (株)浦松建設 / (株)後藤工務店 / 高石土木(株) / 長幸建設(株)
H17.03.27	土木A	平成17年度 交通安全施設等整備事業 妙診鉄輪線道路整備工事 指名業者4者：(株)安部組 / (株)後藤工務店 / 高石土木(株) / 長幸建設(株)
H17.03.28	土木A	平成17年度 実相寺地区汚水管渠布設工事 指名業者4者：(株)安部組 / (株)浦松建設 / (株)後藤工務店 / 高石土木(株)
H17.05.09	建築A	別府競輪場メインスタンド等改築工事 指名JV5者：安藤・長幸・安部信 / 鴻池・浦松・後藤 / 東急・三光・幸 / 間・光綜合・平野 / 三井住友・和田・北村
H17.05.17	建築A	春木川小学校教室棟耐震補強・大規模改修工事 指名業者5者：(株)浦松建設 / 三光建設工業(株) / 光綜合工業(株) / (株)幸建設 / (株)和田組
H17.11.07	建築A	鉄輪むし湯新築工事 指名業者7者：(株)後藤工務店 / 三光建設工業(株) / 長幸建設(株) / 光綜合工業(株) / (株)平野工務店 / (株)幸建設 / (株)和田組
H17.07.14	ほ装A	松原通線外1線舗装改修工事 指名業者4者：(株)安部組 / (有)國本組 / 高石土木(株) / 長幸建設(株)
H17.07.14	ほ装A	妙診～鉄輪線舗装改修工事 指名業者4者：(株)安部組 / (有)國本組 / 高石土木(株) / 長幸建設(株)
H17.07.29	ほ装A	別府公園園路整備工事 指名業者4者：(株)安部組 / (有)國本組 / 高石土木(株) / 長幸建設(株)
H17.09.26	ほ装A	鉄輪むし湯新築に伴う駐車場整備工事 指名業者4者：(株)安部組 / (有)國本組 / 高石土木(株) / 長幸建設(株)
H17.10.26	ほ装A	平成17年度交通安全施設等整備事業 餅ヶ浜中津留線歩道整備工事 指名業者4者：(株)安部組 / (有)國本組 / 高石土木(株) / 長幸建設(株)
H17.12.06	ほ装A	志高湖野営場周辺駐車場整備工事 指名業者4者：(株)安部組 / (有)國本組 / 高石土木(株) / 長幸建設(株)
H17.12.08	ほ装A	中浜通線舗装改修工事 指名業者4者：(株)安部組 / (有)國本組 / 高石土木(株) / 長幸建設(株)
H17.12.08	ほ装A	御幸通線外2線舗装改修工事 指名業者4者：(株)安部組 / (有)國本組 / 高石土木(株) / 長幸建設(株)
H17.12.08	ほ装A	妙診～鉄輪線舗装改修(その2)工事 指名業者4者：(株)安部組 / (有)國本組 / 高石土木(株) / 長幸建設(株)
H18.01.25	ほ装A	平成17年度 県単林道柵下線災害復旧工事 指名業者4者：(株)安部組 / (有)國本組 / 高石土木(株) / 長幸建設(株)

上の表からは17年度ここでとりあげる、長幸建設株式会社が他の建設業者と同じように指名を受けていることがお分かりいただけたと思います。

次に別表「2」で「18年度の発注実績」をご覧ください。

別表2 H18年度別府市発注実績（8月10日まで）

指名年月日	業種	工 事 名
H18.05.01	建築A	別府市営青山プール整備・建築工事 指名JV5者：浦松・平野 / 三光・安部信 / 長幸・幸 / 光綜合・後藤 / 和田・北村
H18.07.12	建築A	境川小学校南教室棟耐震補強・大規模改修工事 指名業者5者：(株)浦松建設 / (株)後藤工務店 / 三光建設工業(株) / (株)平野工務店 / (株)和田組
H18.07.24	建築A	別府市民球場(仮称)新築工事 指名JV4者：浦松・後藤 / 三光・平野 / 光綜合・幸 / 和田・長幸
H18.06.22	ほ装A	妙診～鉄輪線舗装改修工事 指名業者3者：(株)安部組 / (有)國本組 / 高石土木(株)
H18.07.24	ほ装A	平成18年度 餅ヶ浜中津留線道路整備工事 指名業者3者：(株)安部組 / (有)國本組 / 高石土木(株)
H18.07.26	ほ装A	平成18年度 鉄輪温泉地区駐車場整備工事 指名業者3者：(株)安部組 / (有)國本組 / 高石土木(株)
H18.05.30	土木A	平成18年度 南立石1区汚水管渠布設工事 指名業者4者：(株)安部組 / (株)浦松建設 / (株)後藤工務店 / 高石土木(株)
H18.05.30	土木A	公営西別府住宅建替事業に伴う造成工事 指名業者4者：(株)安部組 / (株)浦松建設 / (株)後藤工務店 / 高石土木(株)
H18.06.12	土木A	平成18年度 鉄輪湯の川線道路整備工事 指名業者4者：(株)安部組 / (株)浦松建設 / (株)後藤工務店 / 高石土木(株)
H18.06.21	土木A	平成18年度 別府市民球場(仮称)新築工事に伴う造成他工事 指名業者4者：(株)安部組 / (株)浦松建設 / (株)後藤工務店 / 高石土木(株)
H18.08.10	土木A	平成18年度 天神町鉄輪平田線道路整備工事 指名業者4者：(株)安部組 / (株)浦松建設 / (株)後藤工務店 / 高石土木(株)

上の表から18年度にはその長幸建設株式会社が指名に入っていないことがお分かりいただけます。



次に大分県からの工事発注実績を見てみましょう。

入札年月日	業種	工 事 名
H18.05.11	舗装	交付地街 第1-2号 舗装新設工事 指名業者8社:長幸建設(株)/榊安部組/高石土木(株)/有國本組/榊有田組/榊杵築建設/日伸建設工業(株)/オクダ特殊土木(株)
H18.06.08	舗装	交付地改別 第4-6-2号 舗装新設工事 指名業者8社:長幸建設(株)/榊安部組/高石土木(株)/有國本組/榊有田組/榊杵築建設/日伸建設工業(株)/オクダ特殊土木(株)
H18.06.22	舗装	補修単價別 第1-3号 舗装改修工事 指名業者8社:長幸建設(株)/榊安部組/高石土木(株)/有國本組/榊有田組/榊杵築建設/日伸建設工業(株)/オクダ特殊土木(株)
H18.07.06	舗装	補修単價別 第1-5号 舗装改修工事 指名業者6社:長幸建設(株)/榊安部組/高石土木(株)/有國本組/榊有田組/日伸建設工業(株)
H18.07.21	舗装	特一 第5-2号 特殊改良一種工事 指名業者8社:長幸建設(株)/榊安部組/高石土木(株)/有國本組/榊有田組/榊杵築建設/日伸建設工業(株)/オクダ特殊土木(株)
H18.07.21	舗装	特一 第5-2号 特殊改良一種工事 指名業者8社:長幸建設(株)/榊安部組/高石土木(株)/有國本組/榊有田組/榊杵築建設/日伸建設工業(株)/オクダ特殊土木(株)
H18.08.03	舗装	補修単價別 第1-6号 舗装改修工事 指名業者8社:長幸建設(株)/榊安部組/高石土木(株)/有國本組/榊有田組/榊杵築建設/日伸建設工業(株)/オクダ特殊土木(株)
H18.08.03	舗装	平成18年度 交付地街 第1-6-2号 舗装新設工事 指名業者6社:長幸建設(株)/榊安部組/高石土木(株)/有國本組/日伸建設工業(株)/オクダ特殊土木(株)
H18.08.17	舗装	交付地改別 第3-2号 舗装新設工事 指名業者8社:長幸建設(株)/榊安部組/高石土木(株)/有國本組/榊有田組/榊杵築建設/日伸建設工業(株)/オクダ特殊土木(株)
H18.06.01	建築	別府警察署外壁改修工事 指名業者8社:長幸建設(株)/榊後藤工務店/三光建設工業(株)/榊平野工務店/榊GAC/榊安部信工業/榊上野建設
H18.08.02	建築	18担い手杵築速見(野原第二)育成舎整備工事 指名業者6社:長幸建設(株)/榊和田組/榊浦松建設/光綜合工業(株)/榊大谷建設設計工務/榊上野建設
H18.04.04	土木	道維環単別委 第1号 道路維持補修業務委託 指名業者8社:長幸建設(株)/榊安部組/榊後藤工務店/高石土木(株)/榊浦松建設/榊石川組/榊藤良建設/育藤土木(株)

大分県からは長幸建設株式会社は他の業者と同じように指名を受けています。不思議なことです。県の指名があるのに、別府市は指名から外しているのです。

なぜ長幸建設株式会社だけが別府市の発注工事から外されているのでしょうか

県の指名を受けているのに、地元の別府市から指名を外される長幸建設に、いったい何があったのでしょうか、

思い出してください。浜田さんの市長辞職に伴う選挙が5月14日告示、21日投票で行われました。

そのとき、長幸建設社長の次男、恭紘さんが市長選挙の「立候補予定者」として「確実視」されるようになりました。なんとその時から、長幸建設株式会社が別府市の指名に入らなくなったのです。

公共工事とはどのようなものなのでしょうか

このことをちょっと視点を変えて考えてみましょう。皆さんにお預かりした税金や国からの交付金、補助金などで発生する建設工事で、市が発注する建設工事を公共工事と言います。

この公共工事の受注を希望する建設業者は、「所定」の手続きをふみさえすれば仕事をする事ができる仕組みになっています。

それでは市が工事発注をするとき、特に留意しなければならないことはどのようなことでしょうか。

このことについて「国土交通省総合政策局建設課」は入札指名について「入札指名の裁量権は発注者にあるが、透明性を保つことが最重要。なぜ指名業者が絞られたのか、明確な理由や基準を公表する必要がある」と見解を述べています。これは非常に重要な見解です。この見解をベースに考えると、私は長幸建設のような明らかな指名外しは、国交省の見解に背いた市長選の相手候補への報復だと思えます。あなたはどのように思いますか。ところで、この工事発注は市長の「決済」で最終決定となります。

7月1日の合同新聞「市長選の報復か」  
7月4日合同新聞論説「しこり噴く 別府市長選の報復か」とたて続けに論評されました。

実はこの報道の後も指名外しは改善されず続いているのです。

こうしてみると浜田市長が、何らかの「意思」と「目的」を明確に持っていわれのない業者の指名外しを行っていると言断言します。

指名外しが「選挙の報復であれば選挙の公平性は保てないと考えますが、あなたはどのように考えますか。

新聞報道では、「業界内部からは選挙に負けた以上、しかたがない。指名除外がいつまで続くのか、関係者は興味深く注目している」との声を紹介しています。私は関係者の声を報道で知り、率直に感想を申しますと、同じ業界の人なのに「虫唾が走るほどの不快感を抱いた」というしかありません。

自分さえ不利益を受けなければいい。他の会社についてはしかたないと受け取れかねないこの発言には正直言って落胆しました。

実はこの問題は、指名業者外しにとどまらず、次の選挙にも大きな問題を提起しているのです。

「市長選挙に対抗馬として立候補したり、その候補者を応援したら、選挙後不利益な扱いを受ける」と、今回のことで多くに市民が実感していることでしょう。

そうだとすれば、公権力の頂点に立つ市長自らが、選挙の公平性を損ねる政治をしていることになりま

す。これが実は浜田市長の実像だといえるのです。感覚からの推論でなく、事実としての事象がそのことをゆるぎないものとして指し示しているのです。

私はこのように公権力を乱用する政治を絶対に許さないことを明確にしておきます。

あなたが考える選挙

さて、来年4月には全国一斉に、統一地方選挙が行われます。この機会に、「選挙の意味やあり方」をあらためて考えてみませんか。たとえば選挙のたびに、いわく

「 が立候補のご挨拶に参りました。」とか、「地元の ですよ、地元候補をよろしくお願いします。」

とか、さらに「皆さんの代弁者になって一生懸命がんばります。」

と相も変らぬフレーズが大きな声で市民に届けられてきました。各候補者必死の「お願い」が来年には繰り広げられます。いかがですか、この相もかわらぬ選挙を。

こうした候補者の名前ばかり連呼する選挙運動に、いったいどんな意味があるのでしょうか。一緒に考えてください。学校や病院、あるいは病人や赤ちゃんの在宅しているお家では困っていませんか？

あの騒音に.....

ところでこうした選挙や議会、議員定数について法律ではどのように決められているのでしょうか。

日本国憲法93条では「地方公共団体には、その議事機関として議会を設置する」と定めています。

地方自治法17条では「議会の議員及び長は、満年齢20歳以上の選挙人が投票でこれを選挙する」となっています。

では議会の議員の定数はどのようになっているのでしょうか

地方自治法91条で「人口10万以上20万未満の市は34人以内」と決められています。

別府市は議員数31名となっていますが、次の選挙から29名の定数で選挙することが決まっています。

では議員はどのような仕事をするのでしょうか

地方自治法96条では議会の「議決」すべき事について次のように定めています

大切なあなたの町のことなのです。

- 1 条例を設け改廃すること
- 2 予算を定めること
- 3 決算を認定すること
- 4 契約の締結
- 5 地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金もしくは手数料の徴収に関する事など、15項目について法律で定めています。

以上のことからお分かりのように、議員の仕事の大部分が法律に基づく行為です。

結論から言えば、法律に精通してない議員はその職責を十分果たせないということです。

そこでしょうか。あなたが投票した議員は、法律に基づいた仕事を十分やっているでしょうか？

じっくり考えるなり、その議員さんにきいてみて下さい。

あなたご自身に関係する重要な仕事をする議員を、あなたは何を根拠にして選んでいますか？

もうすぐ「後援会申込書」が皆さんの手元に山のように入ってくるでしょう。そして「私の顔を立ててお願い。」「取引先から頼まれたからお願い。」「名簿を書くだけでいいからお願い」「後援会事務所から電話があったら、返事だけしておいてね。」などと「申込書」「選挙カード」になれたみなさんは、とにかくその場をしのぐことだけ考えてしまうことでしょうか。しかし、私はあなたの良心を信じています。その場しのぎでなく、本当に4年間、あなたのことと、あなたの払った税金について真剣に取り組む人を、あなたご自身が後援なさっているということそれにして選挙とは難しいものです。

10万人しかいない別府市の有権者が名簿上ではいったい何倍に膨れあがっていることでしょうか。それが別府の選挙の後援会名簿のようです。

私たちは4年間の活動を見てほしいのです

現職議員はみんなそれぞれにそれぞれの方法で一生懸命がんばってきたと思います。

だからこそ、がんばった議員にはいい評価を、それほどがんばらなかった議員にはそれなりの評価をしてほしいのです。

「選挙のときだけがんばった候補者が高い評価を受ければ、一生懸命日常の議員活動に取り組む議員がいなくなるとは思いませんか。選挙のときだけ頑張ればよいのですから。」

次に選挙のたびによく問題になることです。自治会の特定候補推薦は問題ないのでしょうか。

自治会は、住民が自治を自ら行う団体です。そして住民の納めた自治会費で運営されています。どの町の規約にも政治活動を自治会がするとは決めていないと思います。なぜなら元来選挙は有権者の自由な意志に基づいて行われるからです。だからこそ公務員などが、その地位を利用して選挙活動することを禁じているのです。そうして考えると同じ理論から、自治会が特定候補を推薦し、住民の理解を得ないまま自治会挙げて応援することは問題があると私は思っています。

次に名前だけ連呼の選挙について考えてみましょう。

あるとき友人の一人が、「来年はまた『騒音週間』が始まるね」と言ったことが強い印象として残っています。

拡声器の音量をいっぱい上げ、名前だけの連呼をして、「がんばっています、あと少しです」などなどの言葉、名前だけを連呼をして、『候補者は自分のために頑張るのです』

有権者からよく聞く言葉に、「あの候補者は何回も頼みに来たから」「同じ地元だから」「組織が推薦したから」「顔見知りだから」とはよく聞きます。しかし、私が最もあなたから聞きたい言葉は、『あの議員

ホームページもご覧ください



行政の問題点をシリーズで載せています。

HPアドレス <http://www.izumi-t.jp>

E-mailアドレス [genki@izumi-t.jp](mailto:genki@izumi-t.jp)

市政の問題点をさらに詳しく分析してメールマガジンでお届けしています。(無料)

ぜひご利用下さい。

あなたのご意見やお叱りをどんなことでもお聞かせ下さい。

TEL 0977-67-0570・67-0659

FAX 0977-67-0659 携帯 090-3410-0084

は一生懸命頑張ったからということだけです』実際にはなかなか聞くことができませんが.....

しかし、私はそれを目指しています。『頑張る議員』という世評を得ようと毎日がんばっています。

次の選挙では皆さんの理解が得られれば「選挙力一で名前だけ連呼する選挙」はしないつもりです。これは大きな賭けですが候補者の中に騒音週間に加わらない立候補者がいても良いと思いませんか。しかし、そのために私は歩き続けます。あなたの家に市政だよりを持って伺います。直接私の考えを知っていただき、あなたの考えも伺いたいからです。だからどんなに苦しくとも自分で市政だよりを配るのです。

今号もお読みいただきありがとうございました。

『お願い』

私は市政の「今」を「泉武弘の市政だより」として、私が直接お届けしてきました。多くの声が寄せられ議員活動の励みになっています。これからも「生」の政治をお届けしたいと思っています。ただ、続けるためには皆さんに浄財のカンパをお願いしなければなりません。大変心苦しいのですが印刷費に是非ご協力をお願いします。これまでカンパしていただいた皆さんに心からお礼申し上げます。貴重な寄付は最大限有効に使わせていただきます。本当にありがとうございました。

泉 武弘政策研究所

行財政改革クラブ 代表 泉武弘 大分銀行別府支店 5800115  
泉 武 弘 大分みらい信用金庫鉄輪支店 9162658